

## 第2回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：令和2年1月21日（火）15：00～17：00

会場：ときわ会館 5階 大ホール

### 次第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果速報概要版について
  - (2) 「飲食店における合理的配慮等の好事例集（案）」について
- 3 その他
  - (1) さいたま市ソーシャルファームについて
- 4 閉 会

### 配布資料

- ①第2回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②第2回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③資料1 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果速報概要版
- ④資料2-1 飲食店における合理的配慮等の好事例集（案）
- ⑤資料2-2 令和元年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における「飲食店における合理的配慮等の好事例集（案）」についての主な意見
- ⑤資料3 「ソーシャルファーム わーくはびねす農園さいたま岩槻」について

### 出席者

委員・・・平野委員長、赤尾委員、赤沼委員、荒井委員、黒澤委員、小島委員、小山委員、斎藤委員、庄司委員、高濱委員、遅塚委員、長岡委員、中野委員、山崎委員、渡邊委員、渡部委員

事務局・・・参事兼障害政策課長、障害政策課課長補佐兼施設整備係長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課、障害支援課長、障害支援課課長補佐兼地域生活支援係長、障害支援課審査指定係長、障害支援課自立支援給付係長、障害者更生相談センター参事兼所長、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター所長、障害者総合支援センター、福祉総務課、健康増進課、こころの健康センター、疾病予防対策課、ひまわり学園総務課、ひまわり学園育成課、特別支援教育室

## 欠席者

委員・・・榊田委員、島村委員、星委員、横島委員

傍聴者の数 4名

## 開 会

(平野委員長)

それでは、定刻となりましたので、第2回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。まず、今回の委員の出席状況ですが、出席委員16名、欠席委員4名ですので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、委員の過半数がご出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても公表したいと考えております。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は公開となっております。先ほど確認したところ、傍聴を希望する方4名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するのご了解をお願いいたします。

～ 了承 ～

はい、ありがとうございました。それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

はい、それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ① 第2回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第2回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ 資料1 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果速報概要版
- ④ 資料2-1 飲食店における合理的配慮等の好事例集(案)

⑤ 資料２－２ 令和元年度第２回誰もが共に暮らすための市民会議における「飲食店における合理的配慮等の好事例集（案）」についての主な意見

⑥ 資料３ 「ソーシャルファーム わーくはびねす農園さいたま岩槻」について

また本会議資料とは別に、今年度の「さいたま市ノーマライゼーションカップ」のチラシを配布させていただいております。こちらにつきましては、後ほどご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、７点でございます。

皆様、不足等はございませんでしょうか。

～ 不足等確認 ～

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言をいただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

（平野委員長）

はい、ありがとうございます。

それでは議題に入らせていただきます。お手元の資料の次第をご覧ください。初めに、議題（１）次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果速報概要版について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

はい、障害政策課の射場と申します。

はじめに、障害者総合支援計画策定のためのアンケートの実施につきましては、障害者政策委員会及びワーキンググループなどにおいて、大変熱心にご審議いただき、貴重なご意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。

昨年１０月１日から３１日にかけて調査を実施し、このたび、調査結果を設問ごとに単純集計し、主な共通設問、特有設問ごとにまとめた速報概要版がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

なお、本日はお時間の都合もありますので、共通設問を中心にご報告させていただきます。大変恐縮ですが、着座の上説明させていただきます。

それでは、資料１「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果速報概要版」

のページを1枚おめくりいただき、目次をご覧ください。

速報概要版の構成でございますが、はじめにアンケート調査の概要として「1 調査の目的」、「2 調査の設計」、「3 実施期間」、「4 回収結果」、「5 報告書の見方」を掲載し、そのあとに調査結果を掲載しております。

「6 障害者（難病患者）調査結果【主な共通設問】」は、AからFまでの調査票に共通する設問についてまとめた部分になりまして、「7 障害者（難病患者）調査結果【特有設問】」は、各調査票に特有の設問についてまとめた部分、次の「8 障害福祉事業所調査結果」は、障害福祉事業所が対象である調査票Gの調査結果をまとめた部分になります。

1ページの下段、「4 回収結果」をご覧ください。

調査票の配布数は、障害のある方が対象となる調査票AからFの合計が6,350部、有効回答数が2,954部になりまして、有効回答率は46.5%になります。障害福祉事業所が対象となるGについては、配布数が150部、有効回答数が93部、有効回答率が62.0%となっております。資料には掲載しておりませんが、AからGまでの全体では、配布数が6,500部、有効回答数が3,047部、有効回答率が46.9%になります。

平成28年度に実施した前回アンケートの回答率は52.9%でございましたので、前回と比べると回答率が6%下がった結果となっております。

続きまして、ページを1枚おめくりいただき、2ページ「5 報告書の見方」をご覧ください。図表中の「n」は各設問に該当する回答者の総数であり、回答率の母数をあらわしています。

回答率につきましては、小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。各表につきましては、回答者数が最も多い項目に濃い網掛けの白抜き文字を、2番目に多い項目に薄い網掛けをし、回答いただいた方の要望、傾向がわかるようにしております。

続きまして、3ページをご覧ください。「6 障害者（難病患者）調査結果【主な共通設問】」になります。こちらは、AからFまでの調査票に共通する設問についてまとめたものになります。幾つか特徴的なものをご紹介します。

まず、7ページの「(1) 回答者の属性」、「⑧高次脳機能障害の有無」をご覧ください。こちらは、本委員会委員のご意見を踏まえ、今回の調査から事業者向け調査票Gを除く、すべての調査票に設けた設問となります。身体障害者向け調査票Aでは、高次脳機能障害ありと答えられた方が81人、知的障害者向け調査票Bでは6人、精神障害者及び自立支援医療利用者向け調査票Cでは13人、難病患者向け調査票Dでは7人、発達障害者向け調査票Fでは1人、あわせて108人が「高次脳機能障害がある」とお答えいただいております。

続きまして、8ページの「(2) 住む場所について」「①現在の生活の場」では各調査票区分とも「本人または家族の持ち家」が最も多くなっておりまして、次いで「民間の賃貸住宅・借家・借間・アパート」が多くなっております。こちらの結果につきましては、前回の調査と同じ傾向となっております。

次に9ページ下段をご覧ください。「③今後暮らしたい場所」になりますが、身体障害者、難病患者では、「現在と同じ場所」で暮らしたい方が大半となっている一方で、知的障害者、精神障害者及び自立支援医療利用者、発達障害者で「現在と同じ場所」と回答した方は半数に満たない状況となっております。

また、10ページ上段の「④【現在と違う場所で暮らしたい人】希望する場所」を見ると、知的障害者、発達障害者で「グループホーム・生活ホーム」と答えた方の割合が最も高く、精神障害者及び自立支援医療利用者では、「グループホーム・生活ホーム」の割合は低く、持ち家や賃貸住宅、公営住宅で暮らしたい方が大半を占めております。こちらの結果についても、概ね前回と同じ傾向となっておりますが、発達障害者においては、「民間の賃貸住宅等」の回答が26.7%と前回よりも20%以上多い結果となっております。

次に11ページをご覧ください。11ページ上段、「(3) 収入の状況について」ですが、発達障害者を除き、「年金・手当」と答えた方が最も多い結果となっております。発達障害者においても二番目に多い回答となっております。発達障害者では、「親族の扶養または援助」と答えた方が最も多く、こちらは、知的障害者でも二番目に多い回答となっております。

続きまして、14ページ下段の「(5) 相談について」「①相談相手」では、各調査区分とも「家族や親戚」が最も多くなっておりますが、二番目に多いのは、身体障害者、精神障害者及び自立支援医療利用者、難病患者につきましては「医療機関やその関係者」、知的障害者、発達障害者につきましては「障害福祉サービス事業所・施設やその関係者」となっております。

次に、15ページ下段の「(6) 昼間の活動の場について」「①-1 平日の昼間の過ごし方」ですが、身体障害者、精神障害者及び自立支援医療利用者、難病患者では、「主に自宅にいる」と答えた方が最も多く、知的障害者、発達障害者では、「働いている」と答えた方が最も多くなっております。

続きまして、18ページ上段の「(6) 昼間の活動の場について」「⑤【「働いている」人】就業形態」でございます。身体障害者、難病患者では、「一般企業の正社員」と答えた方が最も多くなっております。精神障害者及び自立支援医療利用者では、「パート・アルバイト」と答えた方が最も多くなっております。知的障害者、発達障害者では、「就労移行支援・就労継続支援など」と答えた方が最も多くなっております。

また、21ページの「(6) 昼間の活動の場について」「⑩【「働いている」人】仕事を続けるために必要なこと」でございますが、こちらは3つまで回答できる形になっておりまして、各調査区分において、「生活に必要な額の賃金」と答えた方が多くなっておりま

す。難病患者のみ「対象に合った勤務体制（合理的配慮）」と答えた方が最も多くなっております。

次に、26ページの「(8) 情報について」「①障害福祉に関する情報を得るところ」でありますが、こちらは複数回答の項目になっております。身体障害者、難病患者で「市の広報」が最も多く、知的障害者では「家族や友人」、精神障害者及び自立支援医療利用者では「病院などの医療機関」、発達障害者では「障害者団体」が最も多くなっております。

続きまして、28、29ページの「(9) 障害者（難病患者）への理解について」「②ノーマライゼーション条例」、「③障害者差別解消法」、「④改正障害者雇用促進法」の認知度になりますが、残念ながら、前回調査時と同様に、各調査区分ともに「まったく知らない」との回答が高い割合となっており、28ページ上段の「①障害者（難病患者）への理解を深めるために力を入れるべきこと」におきましても、「小・中学校、高校、大学等での福祉教育の充実」が最も多い回答となっておりますことから、今後、特に学生の方への周知啓発を、より一層推進していく必要があると考えております。

続きまして、31ページの「(10) 災害時の対応について」「③大災害時に望む支援」ですが、こちらは3つまで回答できる形になっております。知的障害者、発達障害者で「避難先などで障害に配慮してもらえること」という回答が最も高くなっており、身体障害者、精神障害者及び自立支援医療利用者、難病患者では、「いつも服薬している薬の確保や、緊急時の通院先など医療サービスの確保」が最も高くなっております。

また、「歩いて行けるところで、少しはプライバシーが守られる避難所」が全ての調査区分で、二番目に高い結果となっており、前回から引き続き、要望の高さが窺われます。

次に、32ページの「(11) 障害者（難病患者）福祉施策への要望」「①-1 障害者（難病患者）福祉施策に対して望むこと、取り組んでほしいこと」では、身体障害者、難病患者で「医療費の負担軽減」が最も多く、精神障害者及び自立支援医療利用者では「各種手当（心身障害者福祉手当など）などの所得保障の充実」が最も多くなっています。

続きまして、33ページの「(11) 障害者（難病患者）福祉施策への要望」「①-2 障害者（難病患者）福祉施策に対して望むこと、取り組んでほしいこと」では、知的障害者で「手当（心身障害者福祉手当など）のお金を増やしてほしい」が最も多く、発達障害者では「まわりの人に自分たちのことをわかってほしい」が最も多くなっています。

また、34ページ「②今後どのようにしたいか」では、身体障害者で「高齢のために働けない」が32.3%と最も高くなっております。これは身体障害者の回答者の7割以上が65歳以上となっていることが要因と考えられ、前回と同様の傾向となっております。それ以外の調査区分では「社員（契約社員含む）や従業員として働きたい」が最も高くなっており、こちらは身体障害者でも二番目に高い項目となっております。前回と変わらず、高い就労意欲が見られ、障害のある方が安心して働き続けるための支援の大切さを改めて認識したところがございます。

次に、36ページ、37ページの「(13) 成年後見制度のことについて」でございます。こちらは今回の調査から新しく追加させていただいた設問となっておりますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、36ページ上段の「①成年後見制度の認知度」でございますが、各調査区分で「制度名は知っているが、内容はわからない」と、「制度名も内容も知らない」を合わせた割合が半数を超えており、制度そのものに対する認知度が低い傾向となっております。

続きまして、36ページ中段の「②成年後見制度の利用状況」でございますが、「後見を利用している」、「保佐を利用している」、「補助を利用している」を合わせた、制度を利用していると回答された方は少なく、知的障害者、発達障害者では「利用していないが、今後利用したい」と回答された方が多く、身体障害者、精神障害者及び自立支援医療利用者、難病患者では、「利用していないし、今後利用する予定もない」と回答された方が多くなっております。

また、36ページ下段の「③成年後見制度を利用した(したいと思う)きっかけ」でございますが、こちらについては各調査区分で「お金の管理のこと」と回答された方が最も多くなっております。

続きまして、37ページ上段の「④成年後見制度の手続きに関して大変だった(だと思う)こと」について、「制度そのものの理解が難しかった」と「相談窓口がわからなかった」、「手続きが複雑だった」が各調査区分で多い回答となっており、制度そのものに関する周知啓発の必要性が高い結果と考えております。

次に、37ページ下段の「⑤成年後見制度を利用する予定がない(できない)理由」でございますが、精神障害者及び自立支援医療利用者、難病患者では、「制度についてよくわからない」と回答された方が多く、知的障害者、発達障害者では、「親など介護者が元気なうちは、介護者自身が身上監護や金銭管理をしたい」と答えた方が多い傾向となっております。

以上、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート速報概要版についてご説明させていただきました。

事務局といたしましては、今後、アンケートの結果の分析を進め、来年度の次期計画策定や各事業の取組に生かしていきたいと考えております。

なお、各調査票のその他欄や自由記述式設問の回答につきましては、現在取りまとめを行っております。本日資料として提供することが間に合わず、大変申しわけございません。回答中に個人情報が含まれておりますので、事務局にて調整の上、次回3月に予定をしております第3回障害者政策委員会には、すべてのアンケート調査結果をまとめた報告書を提示できればと考えております。説明は以上でございます。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

予定では来年が計画策定年度になりまして、2021年の4月から次の新しい計画に移るといことで、来年にいろいろ検討をする。そのための基本材料といことで今回アンケート調査をしまして、ほぼ前回と同じ規模の人、6,500くらいの方に通知をして、回収率は下がりましたが、それでも半分くらいの方に答えていただいております。内容は今、事務局から説明がございました。全体的に見るとこれまでの傾向を引き継いでいるような形ですけれども、幾つか新しい所とか、前回と違った所が出てきているという所もございす。たぶん、これから分析と、それからクロス集計が出てくると思います。今日の段階でお気付きになった点ですとか、特にワーキングで関わった皆さんからご意見を頂けると思のですが、いかがでしょうか。

(遅塚委員)

社会福祉士会の遅塚でございます。労力をかけて分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。

質問の確認が3点と、お願いが3点ほどございす。まず、確認といか質問ですが、アンケートは市から送って回答をしていただいた部分とは別に、区役所などに置いて、答えたい方は答えてくださいという部分も確かあったと思ひます。任意で答えていただいた方について、ここには反映されていないという理解でよろしいのかとい、まず一つ目の質問です。

それから2つ目でございます。7ページの所に難病患者の方の手帳の所持率が出されていすが、できれば、ここは身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を足した数ではなくて、種別が分かればここで示していただいたほうがよろしいのではないかなと思ひます。

3つ目の質問ですが、10ページの所に、これから現在と違う場所で暮らしたい方で、どこで暮らしたいかという質問があります。これを見るとグループホームで暮らしたい方が全部で87人、それから入所施設ですかね、福祉施設で暮らしたい方が計算をするとたぶん48人の方が答えていらっしやると思ひます。これはあくまでサンプリング調査の結果の数の合計であって、計画策定のための調査という趣旨からすると、全市で考えた場合には何人くらいの方がグループホームで暮らしたいと今考えられているのか、あるいは福祉施設で暮らしたいと考えられているのかといことこの推計が必要になるかと思ひんですが、その辺り、もし推計があれば教えていただきたいです。たぶん、今はまだ数は出していらっしやらないかと思ひるので、考え方を教えていただければありがたいと思ひます。

続けてお願いの部分です。計画策定とは直接関係はないですが、15ページを見ますと、相談ができない理由で、断トツに、どこに相談をしていいか分からないといことが出ております。結果として身の回りの家族とかに聞いているといことが、今回の調査でもはっきり出ているので。どこに相談していいか分からないとい状況がこれだけあるとい

ことは、今できることとして市からの情報提供ですとか、広報をより一層頑張っていただければありがたいという1つ目のお願いでございます。

それから、27ページの所で今の項目に関連するとは思いますが、情報収集やコミュニケーションで困ることの中で、色はあまり付いていないのですが数を見ていきますと、下から5番目の「難しい言葉や早口で話されると分かりにくい(ゆっくり丁寧な説明が欲しい)」という方が相当たくさんいらっしゃいます。これも計画策定に直接関係はないのですが、すぐにできることとして市役所や相談機関などにこのあたりを、もっと難しい言葉を使わない、ゆっくり話すようなことをご理解いただいて、ぜひ市から周知、特に市役所、市の窓口職員に周知していただけるとありがたいなと思います。

最後ですが、54ページ以降の事業所調査の結果です。ここで全ての事業所をひっくり返して集計をしていただいているので、どうも結果が見えづらくなっている気がします。それこそ職員が3、4人しかいないような、例えば訪問系の事業所もあれば、職員が何十人も入所の事業所もあるので、全部一緒に集計では分かりづらいかと思います。そうかと言って、すごく種別が多いので、これを全部ばらばらで出しても、それはそれで分かりにくいということで、これはどういう提示をしたらいいかも含めて、できれば事業所の方や委員さんでの検討を含めて、検討チームみたいなものをつくられるといいかなと思います。例えば、提案としては54ページの事業所一覧を見ると、上のほうの居宅介護から日中一時くらいまでの割と例えば訪問系を中心にして数をまとめてみるとか、あるいはそのあとの生活介護から放課後等デイサービスみたいな通所系のものとか、あと幾つか入所系のものも入っています。地域活動支援センターは通所系にまとめてもいいかなと。例えば、訪問系、通所系、入所系とざっくり3つに分けてみれば、これはそうでなくてはいけないということではなくて、1つの提案ですけれども、もう少し分かりやすくまとめたほうが、せっかくやった調査ですので結果が見えてよろしいかなと思った次第です。すみません、長くなりましたが以上です。

(平野委員長)

ご意見とご質問がありました。まず、質問のほうから。

(事務局)

事務局でございます。まず、ご質問ですが、任意の回答者が含まれていないのかということですが、おっしゃるとおり、任意の回答者は含まれておりません。また、今年度に限って申しますと、任意で回答をされた方もおりません。

続きまして、難病患者の方の手帳の所持状況でございます。こちらは調査票が手帳所持者の方について、さらに細かくどういう手帳をお持ちですかという項目がないので、なかなかつかみづらい状況でございます。今、事務局で個別に集計をさせていただいて、手帳ありと答えた方が76名いらっしゃいまして、76名がどういう難病に該当されているのか

というのを人数が多い順に申しますと、一番多いのがパーキンソン病で 15 名、続きまして脊髄小脳変性症が 4 名、ベーチェット病が 4 名、網膜色素変性症が 6 名となっております。その他の難病、私も 330 個余り全部分かっているわけではなく、あくまで推測となっておりますが、おそらく今回回答をいただいた方 76 名については、内部障害といった、身体障害者手帳を持っている方がほとんどではないかと考えております。

続きまして、グループホーム、福祉施設への入所希望者の調査ですが、施設整備係で調査を行っておりますので、施設整備係よりお答えいたします。

(事務局)

障害政策課施設整備係の新藤と申します。よろしく申し上げます。

まず入所施設ですが、令和元年の 12 月 1 日現在で調査をしたところで、入所施設に入るにあたって、埼玉県の方に入所調整会議、入所したいですと申請をしなくてはいけないのですが、12 月 1 日現在で入所を希望している方が 270 名。実際、270 名のうち、もうお亡くなりになっている方やもう入所をしている方がそのうち 53 名いらっしゃいました。その差し引きとして今現在入所を希望している人は 217 名。その 217 名のうち、すぐに入所を希望をしている方が 174 名。将来的に入所を希望をしている方が 43 名になっています。

続きましてグループホームです。今回の計画策定にあたり、前回、グループホームの待機者調査を行いました。その中でグループホームに入所を希望されている方が 649 名いらっしゃいました。この調査をした時は平成 29 年 5 月 1 日現在です。649 名のうち 3 年以内に入りたい方が何人いるかということでの調査結果が 214 名でした。そのため、今回の障害者総合支援計画に 214 名がグループホームへ入れるために計画を 60 名ずつ作ったところではあります。

次回の計画のために、今度の 2 月に再度調査をかける予定です。調査をかける内容といたしまして、前はグループホームの建物をどれくらい造ればいいのかという調査で行われていたのですが、今回については、実際、重度障害者、医療的ケアがある方、行動障害がある方、グループホームを希望している方でそういう方が何人いるかという調査をかけようと思っております。その調査結果によって次期障害者総合支援計画に計画を位置付けようと思っております。以上です。

(事務局)

続きまして、3 つのご意見を頂きました。まず、相談先がわかりにくいということでございますが、こちらは遅塚委員がおっしゃるとおり、事務局といたしましても、関係部局等と連携を図りながら、今後、積極的に周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、「難しい言葉や早口で分かりにくい」が各障害種別共通で高いということで、市の窓口の職員に周知をしてほしいということでございます。こちらは障害政策課で

所管しております職員研修などを通じまして、周知徹底をしてみたいと考えております。今年度の職員研修におきまして、黒澤委員が所属されている「一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会」に、ご協力をいただきまして、見た目では分かりづらい障害ということで、主に知的障害についての障害特性等について、職員に理解、啓発を行うことを目的として、今年度の職員研修を実施したところでございます。今後も引き続き、様々な障害特性について、分かりやすく職員に伝えていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、事業所の調査票の結果でございます。こちらもおっしゃるとおり、今のところ、全ての事業所の回答を単純集計した状態でございます、分かりづらいのではないかとご指摘かと思えます。まず、速報概要版の 54 ページを開いていただければよろしいでしょうか。「③提供しているサービス種類」、こちらは複数回答となっております、重複して様々な事業を行っている事業所さんもおそらくいるかと思えます。こちらは全体で 93 事業所に回答をいただいておりますが、この表の事業所数を合計しますと 93 以上になっているかと思えます。この辺りをどのようにうまく分類すればよいかということも、できれば検討をしていただければと思っております。また、事務局といたしましては、報告書につきましては、あまりページ数を増やすのも難しい状況でございます、お示ししているとおりとさせていただきたいと考えております。本日は、こういった分類とするのかなども含め、ご意見を頂けたらと考えております。いただいたご質問 3 つとご意見 3 つにつきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。遅塚さん、よろしいでしょうか。

(遅塚委員)

ありがとうございました。グループホームと入所の関係の確認ですが、これとは別の調査をして、そちらで人数を把握していると、一言でいうとそういうご回答であったかと思うんです。そちらの調査は失念してしまったのですが、対象者というか、方法というか、今回のものとはたぶん違うやり方で調査をされていると思いますが、内容を少し教えていただけませんか。

(事務局)

ただいまのご質問についてですが、まず、入所施設については調査というか、先ほどお話ししたとおり、入所施設に入りたい人については申請をしなければいけないというところで、申請があがっている件数になります。グループホームについての調査方法ですが、さいたま市内全施設、全事業所の日中サービス事業所に調査をかけること、それと生活支援センターに調査をかける。あとは精神障害者のためにということで、今年度は今そこ

の部分は話し合われているところですが、前回についてはさいたま市内の入院病棟を持っている6病院プラス県立精神医療センターまで出向いて、ソーシャルワーカーさんだとかのお話を聞いた上で人数の調査をしたところです。今年度について、そちらをどのように調査をするかというのはまだはっきり確定していないところです。

(遅塚委員)

ありがとうございます。そうしますと、今までの計画のもとになっているグループホームや施設入所の希望の調査というのは、ある程度、福祉に関わりを持っていらっしゃる希望者を数えているわけで、今回のようなアンケートというのは福祉に関係を持てなかった方も含めてサンプリングで取っているものなので、微妙に性質が違うと思います。そういう意味では、今、持っておられる数字は数字として大事ですし、このアンケートから出てくる、ある意味、潜在的な数字も含めた数字が、それはそれでまた別の意味で大事だと思うので、できれば今回のアンケートから全市の人数というものを推計してみて、それこそ、いろいろな数字が出てくるのは当然なので、それぞれを考えた上で市全体の方向は何かと検討をするというような組み立てに、今回のアンケートの数字は別の数字として尊重して扱っていただければいいかなと思いました。ありがとうございます。

(平野委員長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。どうぞ、荒井委員。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。質問が1つとお願いが3つあります。

まず質問です。今回のアンケートで特にロービジョン者を想定したと思われる質問を積極的に取り入れてくださったことに心から感謝を申し上げます。質問したいことは、今回から視覚障害者の希望者にはメールで電子データの調査票を送るという配慮をしてくださいました。その様子と、それから事務負担と実際に電子データを利用した人たちはどれくらいいたか、教えていただければありがたいです。

次に、お願いの1つ目です。これは前々回、7月の市民会議にも出ていたと思いますが、身体障害を視覚、聴覚と肢体というふうに分け、しかも年齢を三区分、それはクロス集計のデータを見せてほしいという要望が出ておりましたので、そちらのほうも大変お手数ではございますがどうかよろしくお願いします。

お願いの2点目です。身体障害の答えの中で、例えば25ページの外出時に困ったことはないですかと、特に困ることはないというのも結構数としてはあります。それから27ページの情報やコミュニケーションで困ることはないですかと、この中でも特に困るものはないというものがあります。これは、私は結構要注意だなと思っておりまして、25ページの外出のところでは、移動支援のサービス、移動支援の制度そのものを知らないという

回答もとても多いですね。27 ページの情報・コミュニケーションのところでは、「パソコン・タブレット等の使い方がわからない」という数字もすごく多いです。なので、これを精査・分析される時に、「特に困ることはない」イコール、ニーズがないというのではなくて、そもそもこういう支援があったり、こういうツールがあることを知らないために、もう現状でいいというように諦めている可能性もあるので、その辺は分析の時に大切な課題だと思います。

お願いの3点目です。今回のアンケートに関してはもう設計が終わってしまった状態で、ワーキング会議が開かれましたので難しかったのですが、次回のアンケートにぜひ年齢の3分類という層を追加していただきたいと思います。特に身体障害はですね、高齢の方が非常に多いので、そうすると結構、協力をしていただけるのはどうしても高齢の方のニーズがでてきてしまって、労働生産年齢人口のニーズがあまり反映されません。その世代というのは適切な支援があれば、納税者にもなりうる、非常に大事な世代にもかかわらず、ニーズが出てこないというのは非常に残念なので、ぜひ次回のアンケートの時は設計をされる前に市のご用命をいただけたら大変ありがたいと思いますし、そういう年齢3分類をぜひ層として追加していただきたいと切にお願い申し上げます。以上です。

(平野委員長)

いいですか、他はありませんか。

(事務局)

事務局です。まず、ご質問の1点目です。今回の調査からメール、電子媒体による回収を行ったが、その結果はどうだったかというところでございます。今回、任意で回答をされた方もおらず、また、点字、電子データに関する問い合わせそのものが、なかった状態でございまして、電子媒体等を利用して回答をされた方はいらっしゃいませんでした。

そのため、具体的に事務的な負担がどうだったかというところは、申し上げることはできません。

続きまして、年齢の三分区（生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）と老年人口（65歳以上））を考慮した報告を示していただきたいというところですが、こちらにつきましては、全ての調査、設問に対して、年齢区分を考慮した表を作成した場合、例えば身体障害者向け調査票Aで言いますと、最終的な報告書では、視覚障害をお持ちの方、聴覚障害をお持ちの方というように、障害種別ごとに分類をさせて、お示ししたいと考えておりました。さらに、年齢を分けた表となると、情報量も多く、かえって分かりづらくなってしまいうということと、ページ数も膨大になってくるということもございまして、報告書といたしましては、障害種別ごとの表を新たに付け加えさせていただくということに止めたいと考えています。

おっしゃるとおり、身体障害者については年齢層が高いことは事務局としても承知をし

ているところでございます。

ここで、資料 18 ページ、19 ページをご覧ください。こちらの設問は、昼間の過ごし方はどうしているという設問の中で、「働いていますよ」と答えた方が回答されている設問になっています。こちらの設問を通じて傾向等を把握していくということで、決して生産年齢の方の傾向やニーズ等が把握できないわけではないと考えております。事務局といたしましても、荒井委員がおっしゃった問題意識は持っておりますので、今後、アンケート結果を分析していく上で、生産年齢の方についても考慮していきたいと考えております。

続きまして、今回のアンケートについて、年齢三区分を考慮して、対象者を抽出してはどうかということですが、このアンケート調査は、全体的な傾向を把握するという趣旨で、できるだけ作為的に対象者を抽出するという方法は避けたいと考えているところです。身体障害者には高齢者が多いというのは一つの傾向として、今後施策を考えていく上で一つ重要なことであると考えており、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

最後に、外出する際に困ることという設問について、「特に困っていない」という回答が多いからといってニーズがないという訳ではないというご指摘だったかと思えます。事務局といたしましても、全数調査をしているわけではございませんので、この結果だけをもって計画策定等を行うということは考えておりません。今後、計画を策定していく上で、市民会議あるいはパブリックコメント等を実施するかと思えますが、意見が多かったものを反映するとか、そういったことは全く考えておりません。たとえ少数意見であったとしてもいただいたご意見を踏まえながら、今後の計画策定あるいは事業に生かしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(平野委員長)

いかがでしょうか。荒井さん、どうぞ。

(荒井委員)

ありがとうございます。アンケートの報告書には年齢三区分を載せないということは理解しましたが、例えば、委員としての私とそのクロス集計を見たいのですけれども、応じてくださることは可能でしょうか。それとも、それも難しいのでしょうか。

(事務局)

別途検討させていただきます。よろしく願いいたします。

(荒井委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(平野委員長)

今回お示しをしたのはまだ速報値ということで、完全に分析がしきれたものではないので、だいたい全体の傾向を見ていただいて、今日いろいろいただいたご意見をもとに、クロスをしたり、分析をして、次回3月の政策委員会にはより詳細なものをご提示するというので、今日はいろいろ挙げていただいていますので、そのようなやり方で盛り込めるものは盛り込んで作っていくという方向でよろしいでしょうか。

～委員了承～

(平野委員長)

では今日出た意見を基にして次回の時には、もう少しそれを深めていきたいと考えております。

続きまして、議題(2)「飲食店における合理的配慮等の好事例集(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局です。それでは、議題2「飲食店における合理的配慮等の好事例集(案)」について、ご説明させていただきます。

資料2-1「飲食店における合理的配慮等の好事例集(案)」の表紙を一枚おめくりいただき、「はじめに」をご覧ください。

本事例集を作成した目的でございますが、平成28年4月に施行されました、いわゆる「障害者差別解消法」では、「不当な差別的取り扱い」が禁止や、「合理的配慮の提供」について規定されております。

また、同法においては、民間事業者においても、「不当な差別的取り扱い」を禁止とし、「合理的配慮の提供」については努力義務を課しておりますが、民間事業者の方にとって、「合理的配慮」という言葉が一般的ではなく、どういった対応が必要なのかわからないという方もいらっしゃるかと思います。

そこで、合理的配慮は身近なものであると民間事業者の皆様にご理解いただくとともに、障害者に対し、適切な対応を行うための基礎知識として、活用いただきたいと考え、この事例集を作成しております。

また、この事例集は、平成30年度に実施いたしました、「浦和駅周辺の飲食店における合理的配慮に関する実態調査」の結果や、「誰もが共に暮らすための市民会議」におけるアンケートやご意見をもとに編集したものとなっております。

続きまして、ページを1枚おめくりいただき、「目次」をご覧ください。

本事例集の「構成」についてでございますが、「1誰もが快適に過ごせるお店を目指しませんか」、「2障害のある方への対応の基本」、「3飲食店における合理的配慮等の好事例」、

「4 当事者・家族の声 ～こんな対応がうれしかったです～」、「5 障害者差別解消法について」、「6 参考資料」の6点を大きな柱として考えております。

それでは、ページを1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。「1 誰もが快適に過ごせるお店を目指しませんか」についてご説明いたします。

こちらのページには、日本の高齢化の現状やさいたま市における障害者手帳の所持者数の推移を図でお示しいたしまして、障害のある方の割合は、今後も増加することが考えられ、障害のあるなしに関わらず、地域で生活しやすくなることが、これまで以上に大切になるということ、民間事業者の方に感じていただきたいと考えております。

続きまして、2ページ、「2 障害のある方への対応の基本」をご覧ください。

こちらのページでは、事業所の皆さんが合理的配慮を提供する前段階の心構えとして、大切にしていきたいことを掲載しております。

まず、左上の丸になりますが、「困っている方には、積極的に声をかけましょう」といたしまして、障害のある方、困っている方が希望を伝えやすいように、まずはお店の方から声をかけるということに記載しております。「障害者差別解消法」では、合理的配慮の提供については、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において」行うものとして規定されておりますが、障害のある方の中には、ご本人から意思表示をすることが苦手な方、難しい方もいらっしゃいますので、基本的なことではございますが、重要な点として示しております。

次に、中段右側の丸でございしますが、「柔軟な対応を心がけましょう」といたしまして、事業所の規模や負担などから、本人の希望する対応ができない場合でも安易に断るのではなく、建設的な対話を心がけ、代替案を投げかけるなど柔軟な対応をすることが大切であるということを示しております。

最後に、左側下段の丸となりますが、「コミュニケーションを大切にしましょう」ということで、介助者や手話通訳者だけに話しかけるのではなく、本人とのコミュニケーションを大切に、本人の希望を聞くことの重要性を示しております。

続きまして、資料の3ページから6ページ、「3 飲食店における合理的配慮等の好事例」になりますが、こちらは、先ほど冒頭でご説明させていただきましたが、昨年度収集いたしました「飲食店における合理的配慮等の好事例」を中心に14の事例を掲載しております。

国や他の自治体が作成しております同様の事例集を確認しますと、おおむね「箇条書き形式」や、「申し出と対応の1対1形式」、「ストーリー形式」などで、事例が紹介されておりますが、本事例集におきましては、状況をイメージしやすいこと、かつ、より多くの事例を紹介できることから、「申し出と対応の1対1形式」で事例を紹介しております。

また、6ページになりますが、「事前に環境の整備をすることで合理的配慮等の提供がしやすくなります」ということで、障害のある方が店舗等を利用しやすくなるよう、事前にできる準備について、例示しております。

続きまして、資料の7ページ、「4 当事者・家族の声 ～こんな対応がうれしかったです～」になりますが、飲食店におけるアンケート調査だけでは、障害当事者や家族の視点が不足していると考え、昨年度開催いたしました、「誰もが共に暮らすための市民会議」の参加者の皆様から提供いただいた事例として、6つの事例を掲載しております。

次に、資料の8ページ、「5 障害者差別解消法について」になりますが、こちらでは、障害者差別解消法の概要や用語の説明を簡単にわかりやすく行っております。

最後に、ページを1枚おめくりいただき、9ページをご覧ください。「6 参考資料」といたしまして、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」、「障害に関するマーク」の紹介をしたほか、「関連資料」として、内閣府や厚生労働省のホームページのリンクなどを掲載しております。

障害に関するマークにつきましては、ここで掲載している以外にも、多くの大切なマークがございますが、この事例集においては飲食店の事業者の方に、特に知っておいてほしい2つのマークを掲載しております。

今後のスケジュールにつきましては、来週の27日（月）に開催を予定しております、第2回障害者の権利の擁護に関する委員会においてお諮りした上で、印刷の手続きに入りたいと考えております。

なお、昨年11月に開催いたしました、「令和元年度 第2回誰もが共に暮らすための市民会議」におきましても、本事例集についてご意見を伺っております。

こちらは、資料2-2といたしまして、主な意見をまとめております。

その中で、「事例集を作成するにあたり、寄せられた多くの意見や体験談から選んで掲載している。他にもよい意見があると思うので、全て市のホームページに公開してほしい。」ですとか、「合理的配慮提供促進事業の補助金とあわせ、合理的配慮について積極的に周知してほしい。特に、飲食店に対する好事例集の周知と併せて、「合理的配慮」を積極的に行っている店舗が市民にわかるような周知もしてほしい。」とのご意見をいただいております。

本事例集につきましては、民間事業者の方に、「合理的配慮」とはどういうことかをご理解いただくために、まずは手にとってお読みいただきやすいであろう内容や情報量となるよう作成したため、これ以上、多くの情報を掲載することは適切ではないと考えておりますが、今後、本事例集を市のホームページに掲載する際には、昨年の3月に開催いたしました、「平成30年度 第3回誰もが共に暮らすための市民会議」におきまして、いただきました飲食店等における好事例につきましても、好事例集とは別にホームページに、できる限り掲載させていただきたいと考えております。

また、今年度より開始いたしました合理的配慮の提供に係る補助金の交付が確定した事業者につきましては、「合理的配慮」を行っている事業者として市のホームページに掲載させていただきたいと考えております。

本市といたしましては、この事例集を、特に民間事業者に対し、障害のある方に対する

理解や合理的配慮等についての周知啓発などを行う際に、積極的に活用することで、コミュニケーションや意思疎通に障害のある方が、地域の中で生活していく上で、必要な情報や、周囲の方からの適切な支援等を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。本日は、本事例集をより効果的に活用していくにあたり、ご意見を伺えればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

今、ご報告がありましたように、これにつきましては資料2-2により、市民会議でも議論をいたしまして、こういう試みが大変評価されました。飲食店に限らずほかのお店でもあるんじゃないかとか、様々なご意見をいただきました。また、全般的にあった意見としては、差別解消法もノーマライゼーション条例も、取り締まりが目的ではないでしょうと。本来、一緒にやれる社会をつくっていくことを考えれば、嫌な思いをしたから何とかしようというのではなくて、嫌な思いをしないような社会をつくっていく、そういうほうがいいでしょうということなんですね。そういう評価もいただいております。これもさいたま市、これは浦和でやっているのですが、それ以外の場所でもやってほしいとか、様々なご意見がありました。皆さま方から何かご意見がございましたらお願いいたします。

(高濱委員)

花まるグループの高濱です。さっきのアンケート調査の時も言おうかと思ったのですが、簡潔に言うと、こういうデータが出ましたと、周知が徹底していないことが2年越しで同じだ、みたいなことがあった時に、最もまずいのは「周知徹底に努めたいと思います」というお題目で終わって責任を取らないシステム、批判で言っているのではなくて、これだけのデータを作られたので素晴らしいと思うけれども、本当にやる気があるなら、民間企業だとしたら、時代の変化を捉えてウェブとかスマホで全て解決するというような方向にもっていくのが今の正解だと思います。例えば、さいたま障害者アプリみたいなものをつくり上げて、困りごとを全部ここに集約するとか、人工知能が対応してくれる時代なので。同じ意味で、食べログと協力をするとか、何でもいいのですけれど、何かスマホ上に情報が集約して、誰もがすぐアクセスできる方向に全てをもっていかないと。そこがずっと僕は言い続けているのですけれども。時代はものすごい勢いで変わっているので、そういう視点が必要だなということだけ1点、添えたいと思います。

食べログに車椅子マークという認証が付くと、そこはいいところだ、みたいな。企業は、そういうことは、CSR（企業の社会的責任）でいろいろやりたいと心から思っているのだからと思いますよ。

(平野委員長)

他はどうでしょうか。順番に、荒井委員と次に黒澤委員。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。好事例集につきましては権利擁護委員会でも、それから前回の市民会議でも、せっかく市民会議で寄せられた好事例は全て公開してほしいというお話が出ていたと思います。ウェブサイトにも公開してほしいというお話が出ていたと思います。私がさいたま市に、合理的配慮として求めたいのですが、民間企業では視覚障害者がCSRですとか、市場調査ですとか、人事ですとか、そういう分野で事務の仕事をしている人もたくさんいます。障害者の理解啓発をしたり、店舗のマニュアルを作成する仕事をしている人たちもいます。そういう人たちにこの好事例集はとてもいい資料になるのですね。一般の活字は読めない人たちにも情報アクセスができるように、ぜひ、ウェブの公開と情報を平等に取れるような合理的配慮をしてほしいと思います。さいたま市はノーマライゼーション条例の第25条の1番と2番がありますので、それに基づいて行っていただければいいということで、それは難しいことを申し上げてはいないと思うので、どうか、合理的配慮を情報障害者の働く者の一人として求めたいです。以上です。

(黒澤委員)

手をつなぐ育成会の黒澤です。これはお店の方に配るという設定で作られているのかなと思って見えています。それにしても文章がとても堅く、小さな事業者さんはこれを真剣に読むような時間はないかと思えます。どちらかという情報的なものは自分の経営に関することが主になるので、接客に関してはゆとりを待っている方はそんなにいないと思います。そこをこちらに向けていただくためには、もっと事業者さんとか店舗さんが障害のある方たちに対応をしても、自分たちにメリットがありますよと、お店にお客様として来ますよというものを、もう少しアピールできる、例えば、文章ではなくて、絵とか写真とか、もっと事業者さんが見て、これは参考になるなというような、そういう書き方をしないと、行政が作る文章は難しい、分かりづらい、理解しにくいということで手に取ってもらえないと思います。

せっかく皆さんが好評だと言っている事例集も、あまりにも活字が多すぎるように思います。せっかくの事例集が、私たちが体験していたものですので、貴重な事例集をそのまま流されて1,000部刷るんですか。そのまま、ごみ箱にいつてしまっはとても忍びないです。ですので、来週辺りにこれを権利擁護委員会にかけるといことなので、今更こんなことを言っても難しのかなと思しながら、先程も「ゆっくり丁寧に」という、障害のある方に対応をするのと一緒に、事業者さんにも分かりやすく、もう少し工夫をしていただけたらと思います。困っていることは積極的に声を掛けましょうと文章で書かれるよりは、困っている絵とかそういうもので、もう少し表現を変えていただいたほうが、事業者さん

にも手に取っていただけるんじゃないかと思います。あと、障害のある人たちも、そういうことに対して関心を向けるという意味も含めて、せっかく作るなら検討してもらえればよいかと思います。お店がこれらの対応をしてメリットがあると思ってもらえるような情報提供ですよ。そうでないと、絶対これは捨てられるかなと思いました。

(平野委員長)

確かに活用されないと意味がないですし、障害のある方が、商店のほうでもそういうヒントがあれば使いたいと思えると思いますので、特に障害のある方に対して接したことのないお店がほとんどですから、うまく活用できるようにしたいと思います。

他にどうでしょうか。黒澤委員の意見は本当にそうだなと思います。どうぞ、遅塚委員。

(遅塚委員)

単なる思い付きですが、今の黒澤委員のご指摘を聞いてなるほどと思ったのは、そういう目で改めて見てみると、この標題自体が障害福祉側からの視点による標題ですよ。要するに、見てほしいお店の側からの視点による標題ではないなというのが、今のご発言を聞いてすごく感じました。もう、大枠は決まっています。ほぼ出来上がりの状態で、大きくは直せないというご発言が事務局からありました。例えば、標題は「飲食店における合理的配慮等の好事例集」というのが、そもそも役所側から見ての言葉なので、見てほしい事業所側から言い方ならば、標題だけ変えるなら今からでも変えられると思います。例えば、「障害のあるお客さんに喜んでいただける好事例集」とか、あまりに稚拙ですけれども。要するに、向きがそっち側からでないとおかしいでしょう、というのがたぶん黒澤委員のご意見だと思うので、これだけ見ても、そもそも役所の人には伝わるけれども、少し分野の離れた人から見たら、これは障害の関係かどうか、表紙だけ見ても分からないかもしれないです。ノーマ君の顔を知っている人はいいけれども、そういうことも含めてお店の人に、これを見ると得だなと、思っただけのような、標題を工夫したらいかがでしょうという思い付きでございます。

(事務局)

事務局です。ご意見ありがとうございます。実は今、遅塚委員がおっしゃったこと、この事例集を作成するにあたり、飲食店調査を実施した際には、合理的配慮に関する良い好事例はありますかと、いきなりお尋ねはしていません。なるべく合理的配慮という言葉は使わずに、なおかつ、基本的には合理的配慮について詳しく理解していかないで、事業者を中心に調査を実施いたしました。

調査を行う上で、まず、主にどういう方が店舗をご利用されますかといった雰囲気づくりから話をはじめまして、例えばノーマライゼーション条例は知っていますかとか、あるいは、盲導犬、聴導犬等について、入店拒否をすると差別になりますよといった、障害者

差別や合理的配慮の提供について、一方的に説明をするようなことはしておりません。そういった飲食店調査に行った際に用いた言葉や言い回しに配慮しながら、もう少し手に取りやすいものに工夫をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(平野委員長)

それでは、また意見ありましたら、事務局に連絡して頂ければと思います。確かに言われたとおりです。例えば、7ページの「4当事者・家族の声 ～こんな対応がうれしかったです～」とありますが、これを逆にして、「4こんな対応がうれしかったです ～当事者・家族の声～」とした方がお店の人の目に入りやすい等あると思います。ちょっとした工夫で、また良くなるかなと思います。お気づきのことがあれば、またご連絡をお願いします。あと限られた時間で限られた条件の中ですけれども、工夫を考えていただければと思います。

続きまして、その他(1)といたしまして、さいたま市ソーシャルファームについて、ということで、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、障害者総合支援センターの矢部と申します。着座にて失礼します。

お手元に資料3といたしまして両面印字のものがあると思いますが、前回の政策委員会で資料をお示ししない状態での報告でしたので、新しく今年度から政策委員になられた方々にはご理解いただけない面があったかと思えます。今回の報告では改めて資料をご覧いただきながらご説明させていただきたいと思えます。

まず、資料の表面(おもてめん)、農園の施設概要についてです。運営事業者は株式会社エスプールプラスという、貸農園の事業を行っている事業者です。岩槻の農園の他に千葉県に13、愛知県で4、合計で岩槻も含めて18カ所を運営しております。岩槻農園の所在地は、岩槻区鹿室です。左下に地図がありますけれども、岩槻とはいっても蓮田市と白岡市の市境にあります。面積は約4,000坪です。設備といたしましてはビニールハウスが35棟、その他、トレーラーハウスがございます。トレーラーハウスはこちらで働いている方の休憩スペース、トイレ、ロッカーといった設備として利用されております。アクセスとしましては岩槻駅から車で約20分、蓮田駅から車で約15分という場所です。こちらで働いている障害をお持ちの方につきましてはシャトルバスで通っております。雇用創出数としましては、最大で障害の方が105名、農業長が35名となります。利用企業数は17社。就業時間ですけれども、週5日、土日はお休みで6時間15分勤務です。資料は例としてありますけれども、9時半から16時半、その他に8時半から15時半とか、1時間ずつずれて勤務をされています。給与は最低賃金が10月で上がりましたので930円となります。

続きまして、裏面の農園運営方法を説明させていただきます。上段に図がございます。

左下にエスプールのプラスという箱型がありますけれども、こちらのエスプールのプラスで農園を設置いたしまして運営もします。続きまして、その上にA社とありますけれども、農園を区画ごとに利用する企業A社にエスプールのプラス社が貸し出しをします。A社の右側に農園チームというのがありますが、農園で働かれる障害の方ですとか、農場長をエスプールのプラスが紹介します。紹介をされて、その方たちを企業A社が採用する、そういった仕組みになっております。市の役割といたしましては、右側にさいたま市という箱型がありますけれども、障害をお持ちの方へ農園に関する求人情報を提供したり、施設関係機関といった所へも周知の協力をするというものでした。その他に障害の方の職場への定着支援を実施していきます。

農園チームにつきましては、中段にありますけれども、農場長1人に対しまして障害をお持ちの方が3人、これを1チームとして構成いたしまして、ビニールハウスは1山に6レーンがあるのですけれども、そちらで農作業をします。最後に、一番下のエスプールのプラスによるサポート体制ですけれども、参入された企業の農場長は農業や障害の方との関りが経験上少ないことがございますので、農業技術の指導ですとか雇用継続アドバイザーとして、また農園管理者として、各企業をバックアップしていくということです。市としましては、障害をお持ちの方の就労定着支援をしていくこととなります。

以上が、農園の事業概要です。

続きまして、7月以降の報告についてですが、6月3日から順次開園し、10月30日にグランドオープンとなり、開園式が開催されました。11月25日には、最後の農園利用企業が運営を開始し、全17社(35チーム)が揃ったところです。11月末時点で従業員の方、障害をお持ちの方が2人、本人のお申し出により退職されました。また農場長が1人不在となっており、現在、障害のある方が103人、農場長が34人の計137人が働いております。

各企業の人事担当者も、積極的に農園に足を運び、様子を見に来ているようです。ある企業では、クリスマス伊ブに本社の人事部長が農園に来て、農園スタッフ全員で寿司店にランチに行ったそうで、また、農園スタッフが本社へ行き、一緒に忘年会や新年会をやる企業が数社あるなど、本社社員と一体感を高めていくような取り組みを行っている企業もあると伺っております。

以上が7月以降の事業の経過報告となります。

続きまして、これは提案なのですが、委員の皆様にも実際に農園をご覧いただければ、より現状をご理解いただけたと思われまますので、任意ではありますが現地見学を行いたいと思います。日程といたしましては、2月26日(水)10:00からで、現地集合、現地解散、所要時間は1時間30分程度を予定しております。詳細につきましては、後日郵送にてご連絡させていただきます。

最後といたしまして、本ソーシャルファーム事業は「しあわせ倍増プラン」に基づいて実施している事業で、(株)エスプールのプラスの「わーくはびねす農園さいたま岩槻」はその

モデル事業の第1号となります。この事業の成果を見たうえで、今後の事業展開を検討していく予定です。本事業のPDCAサイクルの「C」チェックといたしまして、より働きやすい職場づくりを支援するためにも、農園で働いている障害をお持ちの方に、アンケートを実施したいと思います。2月中にアンケートを実施し、次回以後の委員会で結果の報告を行いたいと思います。

私からは以上となります。ありがとうございました。

(平野委員長)

ありがとうございました。

今回のソーシャルファームに関しては、今のご説明のとおり、これをモデル事業ということで、ソーシャルファームとはいろいろな形があるのですが、一つのパターンとしてやっていくということで、その経緯ですとか内容において逐次、注視をしていきたいということでご報告をいただいたということです。あと提案として見学会といった話もございましたが、何かございますか。

それでは、斎藤委員と次に黒澤委員でお願いします。

(斎藤委員)

鴻沼福祉会の斎藤です。このエスプールプラスと協定されて、さいたま市は非常に積極的にこの事業に関わっているということで、かなり私の関係する人々の間でも話題になっております。ずいぶん、いろいろな方からご質問を受けています。去年の11月の下旬に日本全体のさまざまな就労支援団体がほぼ一堂に会するような大きなフォーラムがありました。そこに参加をされた人数も大変多いんですけども、その中でこのモデルについて安易な雇用ではないのか、安易な雇用が広がっていったら、こういうビジネスモデルとして広がっていったらいいのかという観点からのシンポジウムなども開かれておりました。なぜ、そこの企画を組んだ主催者側が、安易な雇用というふうには評価をしているのか、そのところを政策委員会やさいたま市の政策の中でもっと掘り下げて議論をするべきではないかなと思っています。

2年前の中央省庁での雇用の水増し問題、そこと根っこは通底しているようなものがあるのではないかと思います。要は障害者を直接雇い入れるのは面倒くさいし、全体の生産性も下がってしまうのではないかと。だけでも法定雇用率があつて、数合わせはなんとかしなくてはならない。雇用水増し問題はそういう中で障害手帳のない方を障害者としてカウントをしたり、退職したり、いなくなってしまう方までカウントをしているということが明らかになったわけです。そういう人数のごまかしをしたわけですが、数合わせのところ、このエスプールプラスの仕組みというのは非常にやりやすい方法だと思います。そういう意味合いを込めて、安易な雇用ではないかと問題視をされているのではないかなと思っています。

それから、働いている方たちの働き具合というか、別の団体、知的障害者の関係の団体でエスプールの社長が講演をなさった話を聞きました。本当に知的障害のある方たちが働きながら、いろいろな力も獲得をして豊かになっていくという観点の内容として、正しい理解がされていないのではないかという感想を持った方もおられました。これは感想ですので、そういうことがあるというお話をしておきたいと思います。

先ほどの飲食店の合理的配慮の事例収集や、それを周知していこうという取り組みはいい取り組みだと思います。でも、とても丁寧にこの取り組みを進めていますし、きちんと飲食店の方々にも障害のある方たちへの合理的配慮の理解をしていただきながら、利用をやすく、そして住みやすい街にしていくという観点で取り組まれていると思います。さいたま市の中で、やはり事業所、企業が障害者の雇用を一步でも二歩でも前向きに進めていくというところにもっと力を入れるべきであって、こういうスタイルで確かに雇用の人数が増えたとか、そういう場ができたのはいいということなのかもしれませんが、その在り方として、こういう方向で力を入れることはいかがなものかというのが、私自身が改めて、実際、現地にも行きましたし、感じているところです。そういう意味合いも含めてのこの事業評価というものをやっていただきたいと思います。以上です。

(黒澤委員)

手をつなぐ育成会の黒澤です。私たちの会としてはエスプールプラスについて見学会を行いました。11月の早々、私たちの理事さんたちの希望を募りまして、実際、ファームに行ってきました。利用者さんたちも私も岩槻なので、岩槻のお祭り等々で見ていた、地元の障害のある方が何人も就職していらっしゃいます。別に苦しい顔もしていませんし、通常の就労かなという感じで、冷暖房完備のトレーラーハウス。トレーラーハウスというところが引っ掛かるのかなというのもありましたが、冷暖房完備で、実際、作っているところも見ましたし、作業内容も見させていただきました。見学会をやる前にも私たちの会でいろいろと賛否両論はあったのですが、一応、基本として考えたいのは、障害のある人、特に知的障害、精神障害の方たちも含めるのですが、時間が短くて、その方たちの体調とか、いろいろな条件が整わないとなかなか一般就労が難しいのです。

働くことというのは、今、日本の中では8時間労働、それも1週間に5日間は絶対に働かなければいけないというのが就労のカウントのように皆さん思っていると思いますが、いろいろな働き方があっていいと思います。その中の一つが、このわーくはびねす。障害のある人たちだけではなくて、私自身も年齢が上がってくると働き方をいろいろと工夫をして、いろいろな働き方をしたいなと本当に思っております。そういうところも踏まえて、働き方がいろいろ選べるのが一番障害のある人たちの生活を豊かにするのではないかなと。今まで選べなくて、こういう感じでない障害のある人は雇用ができませんよという枠組みに入ってしまうと、そこから外れた人は仕事できません。

このファーム、たぶん斎藤委員がおっしゃるように、いろいろな課題があると思います。

課題があるのは今までの福祉業界には全部課題があつて、それを乗り越えてきたというところが歴史的にあると思います。ですから、これから、さいたま市がバックアップをして、課題をうまく克服して利用者、当事者が仕事をしやすいような環境をつくっていくように、そこに力を入れていただければ、このまま事業を継続して見守っていくことも私たちの責任かなと思います。

これは一般企業だって絶対倒産しないところはないのですね。ですから、将来のことを100%、今の時代は保証をするというのはそうそうないので、そこの中のチャレンジの一つだと捉えていただいて、このチャレンジがうまくいくか、いかないかはここに関わる皆さんがどれだけこれに熱心に目を向けたかということになると思います。ただ、こういう枠組みで、こういう条件では駄目ですよというのではなくて、新しい障害者の働き口として見ていただけないかなと私たちの会では思っています。それが成功するか、しないかは私も責任を取れないのですが、でも選択肢が1つ増えるというのはとても貴重なことで、障害がある人、私たちにとっても選択肢を1つでも2つでも増やして生活をつなげていきたいと思っていますので、ぜひ重要な選択肢の1つとして生かしていただければなと思って、応援するつもりでおります。

でも、課題はたくさんあるのは分かっております。本当に数合わせと言われてしまえば。でも、こんなにうまく法律を使って就労ができるんだ、と思ったのも私の感想の一つです。ぜひ、うまくいくように、企業体ですので、そのあとどうなるか私も分かりませんが、利用者さんが泣かないような就労になるように、皆さんの力を尽くしていただければと思います。

(平野委員長)

それでは高濱委員どうぞ。

(高濱委員)

ポイントは働いている利用者さんの目が輝いて生き生きしていることが究極のゴールだと思うし、企業側として確かに安直なのかもしれないけれども、だからといって対案がなく、すごく安い、「えー」という値段で働いている、形式だけで働いているよりはすごく可能性があるなと僕も思っているし、見学には絶対に行きます。その時に一つお願いしたいのは、見学の時に僕が一番気になっているのはお金の動きです。どういう仕組みでこれが今まで成立しなかったのに、するようになったのかというのは、補助金がどう入るのか、企業からどうもらって、どう成立させているのか、そこは説明の時にお願いをしますということだけ、お伝えしたいと思っています。批判的に言っているのではなくて、コロンプスの卵みたいに思い付いたのかもしれないし、その社長さんが。それはそれで、そういう知恵はあったほうがいいことだなと思うし。まだ判断はできませんけれども、そういうところを見たいと思っています。

(平野委員長)

他にご意見はございますか。荒井委員、どうぞ。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。意見ではなく質問です。前回7月のこの政策委員会で、私がこのソーシャルファームの指針案に対しまして、文言も含めて、大変ラフでどういう事業なのかも分からないので作成をし直してほしいと申し上げたと思いますが、それはその後どうなっているのか、教えていただきたいと思っています。以上です。

(事務局)

障害者総合支援センターの宇土と申します。よろしく申し上げます。

前回お話のありました指針につきましては、指針の内容自体は前回と、進んだ議論というのは今のところ深まっていないところではございます。今回は委員の皆さまに現場をご覧になっていただいた上でのご意見や、利用者の方々は今103名が働いていらっしゃいます。働いている皆さまのさまざまなご意見なども見させていただきながら、指針を決めさせていただければと考えています。以上でございます。

(荒井委員)

ありがとうございます。前は平野委員長からも、健常者という文言は、国でも公文書では使わないという説明がありました。そういうものを含めて直していらっしゃらないと理解してよいのでしょうか。

(事務局)

細かい文言とかというのは、検討できる場所だと思います。ただ、ソーシャルファームの指針自体についての内容というのは、特に前回と変わるところはお示しができないところがあります。

(荒井委員)

国が使っていない文言を使っているということは決して細かいことではないと思うんです。結構、この問題の根幹に関わることだと思いますので、もう一度、指針の作り直しをよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

大変失礼いたしました。文言と内容等も含めて、改めて検討をさせていただくということでございます。

(平野委員長)

どうぞ、長岡委員。

(長岡委員)

社会福祉法人ささの会の長岡と申します。私は事業所の立場で参加をしています。事業所の全国の協会でもこの話題が出ました。やはり批判的な話が多かったです。同じ会社なのかどうかという細かい情報は私も把握していませんけれども、ただ、その時に出ていたのが、ただ、お茶を飲んでいるだけでも給料が出る仕組みという話がありました。実際に、その発言をされている方が、見てきた同じ形式の会社では、そういうような状況で給料を払っているという。でも、それでも誰も損はしないし、法律違反でもないから、やはり、私たちにどうしたらいいのかというのが難しいのだと思います。

ただ、ここからは私個人の意見です。昨年、国会議員で重い障害のある議員が2人当選されましたけれども、その時に、社会的に色々な批判があったかと思います。障害のある方は議員なんか務まるわけがないという話で。たぶん、いろいろ考えていくと、障害のある方は生産性がないとか、そういう議論に、根っこがあるのではないかという気がします。それは先日裁判があった被告の発言にも共通してくるもので。私は市がこれだけ全面的に入っているような仕組みだから、そこだけは障害のある人がきちんと働くことができないのだから、こういう形式で働くのだというような理屈、そういう流れになっていくと非常におっかない話になる気がしています。

まだ実際に、私もわーくはびねすを見ていないですし、どういう形式で働いているかも分からないから。ただ、リスクとしては一歩間違えたら、非常に大きなリスクがあることを市でも認識をしながら見守るという対応を進めていただければと思います。以上です。

(平野委員長)

はい、どうぞ。庄司さん。

(庄司委員)

前日も発言をさせていただいたのですが、さっき斎藤委員がお話しされた安易だという部分と、あと黒澤委員のおっしゃった雇用機会を拓げるという部分、両方あると思います。問題は私も企業にいた人間で、今はこういう仕事をしているのですけれども。出資している企業はどれだけ関わっているのか。先ほどいろいろなパーティー、クリスマスパーティーとか、そこで働いている人が、その会社に、本社に行ったり、というような話を聞きました。その辺りを本当に社員として出資をしている会社とのつながりがきちんとできているのか、本当に社員として働いているのかということです。これは支援者も含めてです。支援をする人は会社から雇われているのかもしれませんが、出資をしている企業が給料を

出していることだけで、その方がその会社の本社とどうやってつながっているのか、つながりの関係がきちんとできているのか、そうでないと全く隔離された状態でやっているのか、そういうイメージで。その辺りを見学会でぜひ示していただきたい。

それから生産性という意味では、ここに書いてありますが、収穫した野菜は企業の福利厚生の一環として、同一グループ企業で一般社員に配布している。この辺りももっと生産性を上げていこうと、外に売ろうとか。働いている人たちがもっともっと頑張れば、こうやって給料が上がると。これは最低賃金となっていますが、最低賃金より上になってもいいはずですね、企業なのですから。生産性が上がれば、もっと給料がもらえるはず。その辺りもきちんとなっていれば、なるほどなと思います。その辺りがどうなっているかというのを今後の課題として、もう始めてしまっているわけですから、さいたま市が関わっていけばいいんじゃないかなと思います。個人的には、私は安易な雇用ではないかと今は思っているのですが、これからの展開の仕方によっては変わってくるかもしれませんということです。

(平野委員長)

今いろいろなご意見を頂きました。賛否両論があると思いますし、いろいろな立場のご見解もあると思っています。

少し話は飛びますが、雇用の問題に関しては、福祉業界はいろいろ懲りた経験があります。1990年代にも有名な事件、水戸事件と滋賀事件がありまして、どちらも障害者の多数雇用事業所、どちらも優良事業所という名目でたくさんの障害者、知的障害者を中心に雇用をしていたのですけれども、その中でどちらも虐待があったり、経済的搾取があった。これは「聖者の行進」というテレビドラマになったりして、社会的にもいろいろな大きな問題になりました。対外的には障害者を多数雇用してお金を払ったと言いながら、中身は全然違う。周りも多数雇用があったのだからいいじゃないかということで、気が付いていても誰もそれを止められなかったというような苦い経験があつて。最近でも岡山県で障害者の多数雇用所が100名以上抱えて、経営をうまくやれないから、閉じてみんな放り出したということが岡山でもあったということで、かなりセンシティブというんですか、微妙に捉えているところは正直あると思います。これはやっぱり障害を持った、一番の心配は利用する障害者の方にとって本当に安心して働ける、自分が生きがいを持って仕事ができるということを目指すことが一番大切なので、こういうことがあつてはいけないというのがどうしても気になっています。本当にこれはちゃんとした場所であつてほしいという気持ちは持っています。そういう目でしっかり捉えるところは一つあると思います。

もう一つは、一方でこれからきちんと成長をしていってもらうこともあつていいと思います。ですから、これを認める、認めないという議論ではなくて、どうすれば障害を持った人たちにとっていい雇用の場をつくれるのか、どうすれば安心して働ける場をつかっていけるのかという、これを認めるか、認めないかという議論をしているとあまり生産的で

はないと思いますので、どうすればいいものをつくればいいのかという、そういうところの議論にこれを生かしていければと思います。

一番いいのは障害者にとってどういう雇用の在り方をつくっていくのが一番いいのか、そのような検討をしていきたいと思っています。ただ、これをそのまま認めるという訳ではありませんし、お墨付きを付けることでもありませんし。一番大事なのは利用する障害者にとって何が一番雇用の場としていいのか、ということ为先ほど言いましたように考えていくことが大事かと思うので、引き続き見守っていきたいということによろしいでしょうか。

～委員了承～

(平野委員長)

それでは、いただいた議題は以上となりますけれども、最後に事務局からの連絡事項があれば、お願いいたします。

(事務局)

事務局です。先程、障害者総合支援センターから提案がありました、現地の視察でございますが、こちらにつきましては事務局から後日連絡させていただきます。働いている方のご都合等ありまして、日程がこの日しか設定できませんでした。申し訳ありませんが、事務局で決めさせていただきましたこの日程で、ご都合のよろしい方に参加していただくということでお願いいたします。また、大変恐縮なのですが、ワーキンググループと同じで、現地集合現地解散、無報酬でのお願いとなります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

本会議資料とは別に委員の皆様にご配布させていただいております、「さいたま市ノーマライゼーションカップ」のチラシについて、ご説明させていただきます。

本市では、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」及びその理念の普及啓発のため、視覚障害者と晴眼者が協力してゴールを目指すブラインドサッカーの国際親善試合「さいたま市ノーマライゼーションカップ」を開催しており、今年度で8回目となります。

今年度は、2月22日土曜日に開催を予定しており、会場は桜区にあります、サイデン化学アリーナ（記念総合体育館）で、女子日本代表と女子アルゼンチン選抜が試合を行います。

ノーマライゼーションカップ当日は、浦和レッズOBの永井(ながい)雄一郎(ゆういちろう)選手をゲストにお招きし、ブラインドサッカー教室を行うほか、パラリンピックの正式種目でもあります、ボッチャの体験会など様々なイベントを行いますので、ご都合等が

よろしければ、委員の皆様にも、ぜひお越しいただければと思います。

続きまして、次回の第3回障害者政策委員会についてですが、3月17日火曜日の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

詳細が決まり次第、改めてご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(平野委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「第2回さいたま市障害者政策委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。